

滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領の一部改正案 新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p style="text-align: center;">滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領</p> <p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p>付則 この要領は、平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日から施行する。</p> <p>別紙 1（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">審議会の担任する事務の細目</p> <p>1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務 （1）～（4） 省略</p> <p>2 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（国施策名：農地・水保全管理支払交付金）に関する事務 （1）交付金の実施状況の点検に関すること （2）対象組織の取組の評価に関すること （3）対象組織への指導・助言に関すること</p> <p>3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領</p> <p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p>付則 <u>1 この要領は、平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日から施行する。</u> <u>2 この要領は、平成 2 6 年 5 月 日から施行する。</u> <u>3 平成 2 5 年度に交付された交付金に関するものについては、従前の例によるものとする。</u></p> <p>別紙 1（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">審議会の担任する事務の細目</p> <p>1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務 （1）～（4） 省略</p> <p>2 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（国施策名：<u>多面的機能支払交付金</u>）に関する事務 （1）交付金の実施状況の点検に関すること （2）対象組織の取組の評価に関すること （3）対象組織への指導・助言に関すること</p> <p>3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務</p>

滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領

(会議の招集)

第1条 会長は、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

(事務の細目)

第2条 滋賀県附属機関設置条例（平成25年7月5日滋賀県条例第53号）別表第1項の表に掲げる審議会の担任する事務の細目は、別紙1のとおりとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。この場合においては、非公開とした理由を明らかにしなければならない。

- 2 会議の公開は、県民および報道機関で会議の傍聴を希望する者からの申出に基づき、会長が傍聴を認めることにより行う。
- 3 傍聴者（報道機関を除く）の定員は、あらかじめ定めておくものとし、定員を超えた場合は先着順とする。
- 4 公開の会議の秩序を維持するため、傍聴に係る遵守事項（別紙2）を定め、傍聴者へ配布する措置を講じるものとする。

(会議概要)

第4条 審議会の議事結果については、その都度会議概要（委員の発言要旨、審議の経過および結果等を事務局が要約、整理したもの）を作成のうえ、保管しなければならない。

- 2 会議概要は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長が承認したときは、会議概要の一部または全部を公開とすることができる。
- 3 前項の規定は、審議会において配布された資料について準用する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要領は、平成25年11月26日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年 5月 日から施行する。
- 3 平成25年度に交付された交付金に関するものについては、従前の例によるものとする。

別紙1（第2条関係）

審議会の担任する事務の細目

- 1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務
 - (1) 交付金の実施状況の点検に関すること。
 - (2) 中間年および最終評価に関すること。
 - (3) 知事特認基準等の審査に関すること。
 - (4) 市町の対象農用地の指定の評価に関すること。

- 2 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（国施策名：多面的機能支払交付金）に関する事務
 - (1) 交付金の実施状況の点検に関すること。
 - (2) 対象組織の取組の評価に関すること。
 - (3) 対象組織への指導・助言に関すること。

- 3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務

別紙2（第3条関係）

傍聴要領

記載省略

(参考資料)

多面的機能支払交付金実施要綱 (抜粋)

第4 交付金の構成

本交付金は、次に掲げるものにより構成される。

1 多面的機能支払交付金

(1) 農地維持支払交付金

(2) 資源向上支払交付金

2 多面的機能支払推進交付金

別紙3に基づき、多面的機能支払交付金の適正かつ円滑な実施に資するため、地域協議会又は都道府県に対して交付される交付金をいう。

(別紙3)

多面的機能支払推進交付金に係る事業の実施方法

第1 事業内容

多面的機能支払推進交付金の対象とする事業内容は、以下のとおりとする。

1 地域協議会推進事業

2 都道府県推進事業

4に掲げる事業内容のうち(1)及び(2)に掲げる事業並びに(5)及び(7)に掲げる事業内容のうち都道府県が策定した基本方針の中で都道府県推進事業として実施することとして定めた事業であって、都道府県が行うものをいう。

3 市町村推進事業

4 事業の内容

(1) 第三者機関の設置、運営

ア 本交付金の毎年度の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

イ 第三者機関が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、第三者委員会が対象組織の取組を評価し、必要に応じて、対象組織に対し、指導・助言を行うよう運営する。